

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等
に関するQ & A

【凡例】

本Q & A中の法令等の略記の例は次のとおりである。

- ・「個人情報の保護に関する法律」：法又は個人情報保護法
- ・「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」：ガイドライン

2014年12月12日更新

目次

2-1. 定義	
2-1-1. 「個人情報」	1
2-1-2. 「個人情報データベース等」	2
2-1-3. 「個人情報取扱事業者」	4
2-1-4. 「個人データ」	5
2-1-5. 「保有個人データ」	5
2-1-8. 「公表」	5
2-1-10. 「本人の同意」	5
2-1-11. 「本人が容易に知り得る状態」	6
2-2. 個人情報取扱事業者の義務等	
2-2-1. (1)利用目的の特定	6
2-2-1. (2)利用目的の変更	7
2-2-2. (1)適正取得	7
2-2-2. (2)利用目的の通知又は公表	8
2-2-2. (3)直接書面等による取得	9
2-2-3. 個人データの管理	9
2-2-3-1. データ内容の正確性の確保	9
2-2-3-2. 安全管理措置	10
2-2-3-3. 従業員の監督	12
2-2-3-4. 委託先の監督	13
2-2-4. 第三者への提供	15
2-2-5. 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等	20
2-2-5-1. 保有個人データに関する事項の公表等	20
2-2-5-2. 保有個人データの開示	20
2-2-5-3. 保有個人データの訂正等	22
2-2-5-4. 保有個人データの利用停止等	22
2-2-5-7. 手数料	23
4. ガイドラインの見直し	23
5. 個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格	23
その他、複合的な事案	23

NO.	Q	A
2-1-1. 「個人情報」 (ガイドライン2 ページ)		
1	地図に住所を表示するシステムについて、住所データが含まれています。個人情報に該当しますか。	単に、地図上の地点を示すのみならば、通常は特定の個人を識別できませんので、個人情報に該当しないものと考えます。(2005. 1. 14/7. 28修正)
2	個人情報に該当する事例1で「本人の氏名」とありますが、同姓同名の人もあり、ほかの情報がなく氏名だけのデータでも個人情報といえますか。	同姓同名の可能性もありますが、氏名があれば、社会通念上、特定の個人を識別できるものと解されず。(2005. 1. 14)
3	電話番号だけでも個人情報に該当しますか。	電話番号だけでは、基本的には個人情報に該当しません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することはありますので、ケースバイケースでの判断が必要です。(2007. 3. 30)
4	個人情報に該当する事例5の「周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報」とは何ですか。	例えば、「現在の経済産業大臣」とだけあって、氏名がない情報でも、周知の情報を補えば、特定の個人が識別できますので、個人情報に該当します。(2005. 1. 14/7. 28修正)
5	個人事業主の財務情報等は個人情報に該当しますか。	例えば、「甲野太郎商店」などであれば、個人が特定されますので個人情報となり得ます。結果的に個人経営であった場合のように、企業情報であって個人情報に該当しないと解される場合もあり得ます。(2005. 1. 14/2007. 3. 30最終修正)
6	企業の代表者の情報等の公開情報を個人情報として保護する実益はありますか。	個人情報の保護は、プライバシー保護の観点とは異なります。個人情報は、他のデータとのマッチング等によって価値が生じ得ることなどから、公開情報であっても保護すべき実益はあるものと考えます。(2005. 1. 14/7. 28修正)
7	外国に居住する外国人の個人情報についても、個人情報保護法上の保護の対象になりますか。	対象となり得ます。(2005. 1. 14)
8	取引先の企業の担当者の名前を管理していますが、これも個人情報に該当しますか。	個人情報に該当します。(2004. 10. 19/2005. 7. 28修正)
9	住所だけで個人情報に該当しますか。	住所だけでは、基本的には個人情報に該当しません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することはありますので、ケースバイケースでの判断が必要です。(2004. 10. 19/2005. 7. 28修正)

10	オンラインゲームで「ニックネーム」及び「ID」を公開していますが、個人情報に該当しますか。	個人情報に該当する場合があります。オンラインゲームにおける「ニックネーム」及び「ID」が公開されていても、通常は特定の個人を識別することはできませんから、個人情報には該当しません。ただし、「ニックネーム」又は「ID」を自ら保有する他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できる可能性があり、そうした場合は個人情報に該当し得ます。なお、例外的にニックネームやIDから特定の個人が識別できる場合（有名なニックネーム等）には、個人情報に該当します。 (2005. 7. 28)
11	(1) 電話の通話内容は個人情報に該当しますか。 (2) 通話内容を録音している場合、録音している旨を相手方に伝える必要がありますか。	(1) 特定の個人を識別することが可能な場合には個人情報に該当します。 (2) 個人情報に該当する場合でも、録音していることについて伝える必要はありません。ただし、利用目的を通知又は公表する必要があります。 (2005. 7. 28)
12	ユーザーからのクレームを録音しています。個人の氏名は通話内容や声などから特定できませんが、電話番号は判明している場合があります。この場合の録音記録は、個人情報に該当しますか。	基本的には個人情報に該当しません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することはありますので、ケースバイケースでの判断が必要です。 (2007. 3. 30)
13	A社が保有する個人情報から識別情報を切り離し、特定の個人が識別できない統計データとしてB社に提供した場合、B社においては、この情報は個人情報に該当しますか。	該当しないと考えられます。(2007. 3. 30)
14	事業者の各取扱部門が独自に取得した個人情報を取扱部門ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、ある取扱部門のデータベースと他の取扱部門のデータベースへのアクセスが、規程上・運用上厳格に禁止されているときには、「容易に照合することができ」（法第2条第1項）ないといえますか。 (2014. 12. 12)	他の取扱部門のデータベースへのアクセスが規程上・運用上厳格に禁止されている場合であっても、双方の取扱部門を統括すべき立場の者等が双方のデータベースにアクセス可能なときには、当該事業者にとって「容易に照合することができ」る状態にあると考えられます。ただし、経営者、データベースのシステム担当者などを含め社内の誰もが規程上・運用上、双方のデータベースへのアクセスを厳格に禁止されている状態であれば、「容易に照合することができ」とはいえないものと考えられます。 (2014. 12. 12)

2-1-2. 「個人情報データベース等」（ガイドライン3ページ）

15	冊子になっている市販の職員録は、「個人情報データベース等」に該当しますか。	一定の規則で整理・分類されていて、目次、索引などがあり、容易に検索が可能ですので、「個人情報データベース等」に該当します。 （市販名簿の安全管理措置については、ガイドライン2-2-3-2.【安全管理措置の義務違反とはならない場合】も参照してください。） (2005. 1. 14/2007. 3. 30最終修正)
----	---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

16	<p>メールソフトのアドレス帳、一定の規則で整理された名刺について、従業者本人しか使用できない状態であれば、企業の個人情報データベース等には該当しないと考えてよいですか。</p>	<p>従業者の個人的な使用に用いているのであれば、企業にとっての個人情報データベース等には含まれません。しかし、従業者が企業活動の用に供するために使用しているのであれば、企業の個人情報データベース等に該当することになり得ます。 (2005. 1. 14/2007. 3. 30最終修正)</p>
17	<p>従業者が業務上使用している携帯電話等の電話帳に氏名と電話番号のデータが登録されている場合、「個人情報データベース等」に該当しますか。</p>	<p>該当します。 (携帯電話等の安全管理については、本Q & Aの「2-2-3-2. 安全管理措置」を参照してください。) (2007. 3. 30)</p>
18	<p>個人情報データベース等に該当する事例1に、「電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳」とありますが、他人には容易に検索できない独自の分類方法によりメールアドレスを分類した状態である場合は、個人情報データベース等に該当しないと考えてよいですか。</p>	<p>「メールアドレス帳」に氏名を付してアドレスを保存した場合は、そのアドレス帳の検索機能を使えば、第三者でも特定の個人情報の検索が容易に行えますので、そもそも「他人には容易に検索できない独自の分類方法」となっていないと考えられます。 (2005. 1. 14/7. 28修正)</p>
19	<p>文書作成ソフトで議事録を作成しました。議事録には会議出席者の氏名が記録されており、文書作成ソフトの検索機能を用いれば、特定の個人を検索することが可能です。この議事録は「個人情報データベース等」に該当しますか。</p>	<p>文書作成ソフトで作成された議事録は、特定の個人情報を検索することができるように「体系的に構成」されているものとはいえないので、「個人情報データベース等」には該当しないと考えられます。 (2007. 3. 30)</p>
20	<p>防犯カメラやビデオカメラなどで記録された映像情報は、本人が判別できる映像であれば、「個人情報データベース等」に該当しますか。</p>	<p>本人が判別できる映像情報であれば、「個人情報」に該当しますが、特定の個人情報を容易に検索することができるように整理していない限り、「個人情報データベース等」には該当しません。すなわち、記録した日時による検索は可能であっても、氏名等の個人情報では容易に検索できない場合には、「個人情報データベース等」には該当しません。 (2007. 3. 30)</p>
21	<p>会話を録音しました。会話の内容に個人の氏名が含まれていますが、この場合、「個人情報データベース等」に該当しますか。</p>	<p>会話の内容に氏名が含まれていても、当該氏名により容易に検索可能な状態に整理されていない限り、「個人情報データベース等」には該当しません。 (2007. 3. 30)</p>
22	<p>宅配便の送り状を受け付けた日付順に並べてファイリングしていますが、この場合、「個人情報データベース等」に該当しますか。</p>	<p>送り状に氏名等の個人情報が含まれていても、当該送り状を受け付けた日付順に並べているだけで、特定の個人情報を容易に検索できる状態に整理していない場合には、「個人情報データベース等」には該当しません。 (2007. 3. 30)</p>

23	<p>部署ごとに異なるデータベースを有しており、同一人の個人情報重複している場合、法第2条第3項第5号の「政令で定める者」の数を算定する際、それは1件と数えるのですか。それともデータベースごとに数えるのですか。</p>	<p>「個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数」を数えることから（施行令第2条）、同一人物が重複して含まれている場合には、重複分を差し引いた、一個人単位で計算することになります。（2007.3.30）</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2-1-3. 「個人情報取扱事業者」（ガイドライン4ページ）

24	<p>社員のデータベースしか持っていない場合は、個人情報取扱事業者とらないと考えてよいですか。</p>	<p>社員の情報も個人情報に該当しますので、社員が5000人を超える場合は、個人情報取扱事業者となり得ます。 (2004.10.19/2005.7.28最終修正)</p>
25	<p>電話会社の五十音別の電話帳から、必要な個人だけを抜き出してデータベースを作成した場合、識別される特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報の項目を付加したりしていなくとも、「特定の個人の数」に算入する必要がありますか。</p>	<p>算入する必要があります。個人情報の項目や個人の数を増やさなくとも、電話帳から必要な個人情報を抜き出している以上、新たな個人情報データベース等を作成したことになります。（2007.3.30）</p>
26	<p>電話会社の五十音別の電話帳についてマーカーや付箋等を付けたものは、「特定の個人の数」に算入する必要がありますか。</p>	<p>算入する必要はありません。もともと有している電話帳の機能を利用する限り、マーカーや付箋等を付けただけでは、「編集」、「加工」に該当しません。（2007.3.30）</p>
27	<p>フランチャイズ本部が5000人を超える個人データを有している場合、各フランチャイズ加盟店は、5000人以下の個人データしか有していないときでも、個人情報取扱事業者になりますか。</p>	<p>加盟店は、本部とは別法人格ですので、個人情報取扱事業者には該当しません。ただし、当該加盟店が、本部の保有している個人情報データベース等を事業の用に供しているような場合には、個人情報取扱事業者になります。（2007.3.30）</p>
28	<p>個人情報取扱事業者になった場合には、届出等の手続が必要となりますか。</p>	<p>届出や認可などの手続は何もありません。 (2005.1.14)</p>
29	<p>個人情報取扱事業者にならない場合は、何の責任もないのですか。</p>	<p>個人情報取扱事業者にならない場合は、法に基づく行政処分が科せられることはありません。ただし、漏えい事故等で被害が発生したときには、被害者から民事上の損害賠償責任を追求される可能性があります。 (2004.10.19/2005.7.28最終修正)</p>
30	<p>会社業務とは関係のない従業員が対象のサークル活動で利用している会員リストは、「事業の用に供している」ものとなりますか。</p>	<p>会社業務そのものとは関係ないとしても、活動を会社や組合がレクリエーションのために主催する場合や、その会員リストを会社の備品（パソコン等）で管理している場合等には、所属会社にとって事業の用に供していると判断される可能性があります。また、純粋な個人的サークル活動であり、会員リストも私有のパソコンで管理している場合であったとしても、その運営内容、規模によっては、サークル活動自体が「事業」に該当し、その場合は、サークル運営主体が個人情報取扱事業者としての義務を負う可能性があります。（2007.3.30）</p>

2-1-4. 「個人データ」 (ガイドライン7ページ)

31	人名録のデータは個人データに該当しますか。電話帳やカーナビとの違いは何ですか。	一般に、人名録の情報は個人データに該当します。電話帳やカーナビとは異なり、①氏名、②住所等、③電話番号以外の情報(所属等)が含まれるからです。(2005. 1. 14)
32	カーナビゲーションシステムに含まれる個人データについては、そのユーザーだけでなく、メーカーについても個人情報取扱事業者の義務が課されないのですか。	ユーザーには課されませんが、メーカーには課せられます。義務が除外されるためには、その個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであることを要します(みずからカーナビゲーションシステムを作成したメーカーは、この要件に該当しないからです)。ただし、ユーザーであっても、新たに個人情報を加えるなどして内容を変更した場合には義務が課されます。(2007. 3. 30)

2-1-5. 「保有個人データ」 (ガイドライン7ページ)

33	6か月以内に消去することとなるものは該当しないとありますが、その起算点はいつですか。	当該個人データを取得したときから起算します。(2005. 1. 14)
----	--------------------------------------------	-------------------------------------

2-1-8. 「公表」 (ガイドライン10ページ)

34	店頭販売が中心の場合でも、ウェブ画面に公表しておけば足りるですか。	基本的には足りませんが、本人の目につきにくくするという目的で、恣意的に、店舗の見やすい場所への掲示を回避してウェブ画面上でのみ公表しておくというような場合には、「公表」が合理的かつ適切な方法によっていない、とされるおそれがあります。(2005. 1. 14)
35	利用目的の公表(法第18条第1項)は、官報又は日刊紙への掲載を1回でもすればよいのですか。	事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければなりません。しかし、一般的には、官報・日刊紙への掲載でも公表したことになります。(2005. 7. 28)
36	自社のウェブ画面で、利用目的を公表(法第18条第1項)したり、明示(同条第2項)したりする場合、ウェブ画面に表示されていた証拠を残す必要がありますか。	法律上の義務はありません。ただし、事後にトラブルが生じたときのために、証拠を残しておくことが重要となることがあります。例えば、ウェブ画面の更新等で喪失してしまわないよう、従前のデータを保存しておくことなどが望まれます。(2005. 7. 28)

2-1-10. 「本人の同意」 (ガイドライン11ページ)

37	当初はダイレクトメールを送付する目的で個人情報を利用することになっていなかったため、本人に郵便を送付し、一定期間回答がなければ、ダイレクトメールを送付する目的で利用することに同意したものとみなすようにしたいのですが、このような方法は本人同意を得たことになりませんか。	本人が同意にかかる判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりませんので、単に一定期間回答がなかっただけでは、一般的には本人の同意を得たとすることはできません。(2005. 7. 28)
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

38	アンケートを行う際、「第三者提供をする場合がありますのでご了解願います」と記載するのみの場合、アンケートの提出をもって、第三者提供についての同意を得たといえますか。	同意を得たとはいえません。少なくとも、「第三者提供をご同意いただいた方のみご回答下さい」といった記述にするなど、同意しないのであれば、回答しなくてよいということを本人に対して示している必要があります。(2007.3.30)
39	「黙示の同意」があった場合でも、同意を得たものといえますか。	同意は、本人による承諾の意思表示をいいますので、「明示の同意」以外に「黙示の同意」が認められるか否かについては、個別の事案ごとに、具体的に判断することとなります。(2007.3.30)
40	「個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、子どもが判断能力を有していないなどの場合は、法定代理人等から同意を得る必要がある」とのことですが、法定代理人等から同意を得る必要がある「子ども」とは、何歳程度の者ですか。また、「子ども」以外で法定代理人等から同意を得る必要がある者とはどのような者ですか。	法定代理人等から同意を得る必要がある「子ども」とは、一般に、12歳から15歳までの年齢以下を指すものと考えられます。また、「子ども」以外で法定代理人等から同意を得る必要がある者とは、成年被後見人(民法第7条)、被保佐人(同法第11条)及び被補助人(同法第15条第1項)等で、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、判断能力を有していない者と考えられます。(2007.3.30)

2-1-11. 「本人が容易に知り得る状態」 (ガイドライン13ページ)

41	自社のウェブ画面に継続的に掲載すれば、「本人が容易に知り得る状態」となるという事例がガイドラインにあります。この方法で本当に本人が容易に知り得ることができるのですか。	事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければなりません。一般的には、例えば、トップページから1回程度の操作で到達できる場所に継続的に掲載しておくことで、通常は、本人が容易に知り得る状態になり得ます。(2005.7.28)
----	-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2-2. 個人情報取扱事業者の義務等

2-2-1. (1) 利用目的の特定 (ガイドライン14ページ)

42	「利用」とは何ですか。	特に定義はありませんが、個人情報を保管しているだけでも、「利用」に該当します。(2004.10.19/2005.7.28最終修正)
43	(1) 利用目的を特定する際に、利用目的の範囲に制約はありますか(利用目的を自由に設定することができますか)。 (2) 義務規定の施行前に取得した個人情報の利用目的を特定する場合に、当該個人情報の取得の状況や、これまでの利用実態から、利用目的の範囲が制約されることはありますか。	(1) 利用目的の範囲に制限はありません。利用目的は他の法令(割賦販売法等)、公序良俗に反しない限度で自由に設定できます。ただし、抽象的・一般的なものは利用目的を特定してはいけません。 (2) 利用目的の範囲が制約される場合があります。これまでの個人情報取扱いの実態は必ずしも目的の範囲を制約するものではありませんが、義務規定施行前に利用目的について約束をしているような場合には、当然、これを守らなければなりません。(2005.7.28)

44	<p>ダイレクトメールで書籍の通販の案内をしていましたが、健康食品の通販の案内もしたいと思っています。健康食品の通販の案内が不要な場合に、当該案内を中止するよう当社に連絡してもらうための連絡先を明記してダイレクトメールを送付することは、問題がありますか。</p>	<p>個人情報の取得時に通知又は公表した利用目的によっては問題になる場合があります。当初の利用目的が「通販事業における商品の案内」等といった形で特定されているのであれば、その目的の達成に必要な範囲内と解されますので、問題ありません。しかし、「書籍の通販の案内」といった形で特定されている場合には、目的達成に必要な範囲外と考えられますから、案内の中止を求められるようにしていたとしても、改めて本人の同意をとらなければ、健康食品についてのダイレクトメールの送付をすることはできません。 (2005. 7. 28)</p>
45	<p>A事業で取得した個人情報を、個人が特定できない情報に加工して、B事業の統計データとして利用する場合、B事業についても利用目的として特定する必要はありますか。</p>	<p>利用目的の特定は、個人情報を対象とするため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。また、最終的な利用目的を特定すれば足りますので、統計データへの加工の過程を利用目的とする必要はありません。 (2007. 3. 30)</p>
46	<p>顧客の入金情報を、売上高・利益額の把握、事業方針の策定に利用することがありますが、これらも利用目的に含まれますか。</p>	<p>含まれません。売上高・利益額の把握といった形での利用は、特定の個人が識別できない形での利用ですので、個人情報としての利用には該当しません。 (2007. 3. 30)</p>
47	<p>「事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり」とありますが、どのような分類によって利用目的を限定して示すことが考えられますか。</p>	<p>例えば、顧客が購入した商品、店舗販売や通信販売といった販売方法等によって顧客を類型化し、その区分ごとに利用目的を限定して示すことが考えられます。 (2010. 3. 31)</p>

2-2-1. (2) 利用目的の変更（ガイドライン16ページ）

48	<p>当初の利用目的が変更となったためその旨を通知する際、利用目的の範囲に含まれない商品告知等も併せて同封することは問題はないのですか。</p>	<p>利用目的の範囲に含まれない商品告知等をすることはできません。利用目的の達成に必要な範囲を超える利用は、事前に本人の同意が必要となります。 (2005. 1. 14)</p>
49	<p>法第18条第3項の変更された利用目的の通知又は公表においては、「もともと〇〇であったものを今後××に変更します」とすればよいですか。それとも、単に変更後の利用目的のみ書いておけば足りますか。</p>	<p>変更後の利用目的のみ書いておけば足ります。ただし、本人との間で苦情を生じることを避ける観点からは、「もともと〇〇であったものを今後××に変更します」とすることが望ましいでしょう。 (2007. 3. 30)</p>

2-2-2. (1) 適正取得（ガイドライン21ページ）

50	<p>サービスを利用した本人から友人を紹介してもらい、その友人の個人情報を取得する、「友人紹介キャンペーン」による取得は個人情報の取得の手段として適正ですか。</p>	<p>事業者が偽ったり、騙したりするなどして、個人情報を不正に取得するのでなければ、法に違反しているということにはなりません。 (2005. 1. 14)</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

51	<p>(1) 名簿業者から個人の名簿を購入することは禁止されていますか。</p> <p>(2) 名簿が不正取得されたものであることを知らずに買った場合は、責任を問われることはありますか。</p>	<p>(1) 購入すること自体が禁止されているわけではありません。</p> <p>(2) 知らなかった場合でも、知ることができて当然である場合等には責任を問われる可能性があります。このような場合には、購入には慎重であるべきです。 (2014. 8. 18)</p>
52	<p>「第三者提供制限違反がされようとしていることを・・・容易に知ることができる」とは、どのような場合ですか。</p>	<p>例えば、部外秘等と明記された従業員名簿、クレジットカード情報が含まれる顧客名簿等、社会通念上、第三者提供制限に違反することなく、第三者提供をすることが困難な場合が考えられます。 (2010. 3. 31)</p>

2-2-2. (2) 利用目的の通知又は公表（ガイドライン 2 1 ページ）

53	<p>住民基本台帳を閲覧して取得した個人情報を使ってダイレクトメールを送ることができますか。</p>	<p>できません。ダイレクトメールの送付を目的として住民基本台帳を閲覧することはできないからです（住民基本台帳法第 11 条の 2 参照）。</p> <p>なお、住民基本台帳の閲覧制度の変更（平成 18 年 1 月 1 日改正法施行）前に、ダイレクトメールの送付を目的としている旨を記載した上で、住民基本台帳を閲覧して取得した個人情報を用いてダイレクトメールを送付することは、個人情報保護法では禁止されていません。（2005. 7. 28/2007. 3. 30 修正）</p>
54	<p>市販の人名録を使ってダイレクトメールを送りたいのですが、その人名録の利用目的を当該ダイレクトメールに記載して送付したいと考えています。人名録を買ってどれくらいの期日までにダイレクトメールを送付すれば、法第 18 条第 1 項にいう「速やかに」に該当しますか。</p>	<p>すべての場合に通じるような一定の期日の定めはありません。「速やかに」とは、事情が許容する限り最も早期にという意味です。したがって、合理的な遅延の理由がない場合には、取得後可能な限り早期に通知する必要があります。 (2005. 7. 28)</p>
55	<p>(1) 社内報に掲載するための取材において、従業員の個人情報を取得する場合、利用目的の通知等について、どのように対応すればよいですか。</p> <p>(2) 社内報に個人情報を掲載する場合には、すべて本人の同意を得る必要がありますか。</p>	<p>(1) 取材の際に、社内報に掲載するためであることを従業者に知らせていれば、利用目的の通知（法第 18 条第 1 項）が行われたといえます。</p> <p>(2) 社内報が個人データに該当する場合でも、社内配布される限り、第三者提供には該当しませんので、同意を得る必要はありません。</p> <p>ただし、取引先等の第三者に配布する場合には、記事中の個人データにつき第三者提供に該当しますので、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。</p> <p>なお、記事中の個人データの項目や配布先等の状況によっては、黙示の同意があると評価できる場合もあると考えられます。（2007. 3. 30）</p>

56	グループ企業全体の採用の応募受付をウェブによって行っています。応募者には個人情報グループ企業間において共同利用する旨をこのウェブ画面に掲載していますが、利用目的については採用活動のためであることが明らかたため、特に明示していません。個人情報保護法との関係で何か問題がありますか。	法第23条第4項第3号は、共同利用の目的が自明であるか否かを考慮していませんので、自明の利用目的であっても、共同利用の目的を通知等する必要があります。(2007.3.30)
57	人名録や職員録等の情報を、お中元・お歳暮等の贈答の送り先として利用することはできますか。	利用することはできます。ただし、通知又は公表された利用目的の範囲に含まれる必要があります。(2007.3.30)
58	平成17年4月1日(義務規定施行日)より前に取得した個人情報の利用目的については、本人への通知又は公表の必要はありますか。また、利用目的を特定することで足りるでしょうか。	同日より前に取得した個人情報についても、利用目的を特定することが必要です(法第15条第1項)。もっとも、取得時の義務(法第18条第1項)は課されませんので、通知又は公表する必要はありませんが、保有個人データに該当する場合には、「本人の知り得る状態に置く」必要があります(法第24条第1項)。(2007.3.30)

2-2-2. (3) 直接書面等による取得 (ガイドライン 22 ページ)

59	製品の修理の際に、保証書に連絡先を記載してもらう場合、 (1) 有償の修理の要否や修理完了の連絡に利用するだけであれば、利用目的の明示は不要ですか。 (2) また、一定期間後、不具合の有無を聞く場合はどうですか。	(1) 有償の修理の要否や修理完了の連絡に利用するだけであれば、利用目的の明示は不要です。このような利用目的は、取得の状況からみて明らかな場合に該当すると考えられるからです(法第18条第4項第4号)。 (2) 一定期間後に不具合の有無を聞くことは、通常製品の修理を依頼する際に想定していない利用と思われる。この場合、あらかじめそのような利用を行うことを明示すべきです。(2005.7.28)
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2-2-3. 個人データの管理

2-2-3-1. データ内容の正確性の確保 (ガイドライン 25 ページ)

60	個人データ内容の正確性の確保が義務づけられていますが、「正確かつ最新の内容」の程度は、本人の同一性を損なわない程度と理解してよいですか。	個人データの利用目的が達成できる程度に、正確かつ最新の内容に確保(更新等)することが必要です。(2005.1.14)
61	A事業のために個人データを取得した後、B事業のために取得した個人データの内容から住所変更があった事実が判明しました。A事業についても住所変更を反映させることが可能ですか。	住所変更の内容を反映させることは可能です。むしろ、法第19条により、個人データを正確・最新の内容に保つよう努めなければなりません。ただし、A事業とB事業における個人情報の利用目的が異なるなど、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことになる場合には、あらかじめ本人の同意が必要です。(2007.3.30/2008.2.29)

62	<p>会員に対して、本人の情報の変更内容を葉書でお知らせすることは、問題がありますか。</p>	<p>葉書に記載されている個人情報、配達時に本人が直接受け取らないような場合には、家族など第三者がその内容を知り得ることもあります。お知らせする情報の内容によっては、他人に知られたくない情報が記載されていることもあり得ますので、葉書の文面を見ることができないようにするなどの配慮が必要です。(2005. 1. 14)</p>
----	-------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2-2-3-2. 安全管理措置 (ガイドライン26ページ)

63	<p>ガイドラインに記載されている「個人情報保護管理者(チーフ・プライバシー・オフィサー)」については、各事業所ではなく、各企業ごとに設置すると考えてよいですか。</p>	<p>各事業所ごとに責任者を設置してもよいですが、それらを統括する個人情報保護管理者(チーフ・プライバシー・オフィサー)は各企業ごとに設置するというを想定しています。(2005. 1. 14/7. 28修正)</p>
64	<p>「個人情報保護管理者(チーフ・プライバシー・オフィサー)」の選任にあたっては、専門的知識を持っている者が選任されるほうが、より望ましいとは思いますが、特段の資格等は不要と考えてよいですか。</p>	<p>個人情報保護管理者の選任にあたっては特段の資格等が必要というわけではありません。(2005. 1. 14)</p>
65	<p>入館時に備え付けの名簿に住所氏名を記入してもらっています。次の入館者が見える状態ですが、問題はないのですか。</p>	<p>当面は、そのような扱いを希望しない来館者に対しては、別の用紙に記入してもらうなどの対応が最低限必要です。来館者の意識、悪用のリスク、名簿の必要性、記載事項の選択、他の代替手段の有無などに基づいて、社会情勢の変化を踏まえて必要かつ適切な措置を講じていくことが必要です。(2005. 1. 14)</p>
66	<p>業務を委託する際に、委託先との関係でどのような点に注意しなければならぬのですか。</p>	<p>法は、委託元に対して委託先監督責任を課していますが、個人情報の取扱いについて何ら取り決めをしないまま、漏えいがあった際の責任を一方的に委託先に押しつける、ということでは、委託先監督責任の観点からは不十分です。個人情報をどのように取り扱うのかについて、事前に、具体的内容について、十分協議して、委託元と委託先の責任分担を明確にしておく必要があります。(2004. 10. 19/2005. 7. 28最終修正)</p>
67	<p>会社から個人情報に関する誓約書を提出するよういわれました。この誓約書では、自分の過失で情報漏えい等の事故が起きたときは、従業者個人が損害を賠償するように求められています。このようなことは個人情報保護法で規定されているのですか。</p>	<p>規定されていません。個人データの漏えい等を防止するための人的安全管理措置として、事業者は従業者との間で非開示契約を締結するとともに、同契約に違反した場合の措置に関する規程を整備することが求められますが、これは必ずしも損害賠償の約束を含むものではありません。なお、当該誓約書において損害賠償額を予定したり、違約金を定めている場合は、労働基準法第16条に違反します。(2007. 3. 30)</p>
68	<p>当社は、運送事業を営んでいますが、荷主からお預かりした宛先リスト(個人データ)を紛失してしまった場合、 (1) 当社はどのような責任を負いますか。 (2) 荷主はどのような責任を負いますか。</p>	<p>(1) 法第20条(安全管理措置)、法第21条(従業者の監督)違反になり得ます。 (2) 荷主にとっては、個人データの委託になりますので、法第22条(委託先の監督)違反になり得ます。(2005. 7. 28)</p>

69	ガイドラインでは「人的安全管理措置として講じなければならない事項」として、「従業員に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施」が定められています。そのために、社内研修を実施する予定ですが、年に1回程度で足りるでしょうか。	すべての場合に通じるような一定の頻度の定めはありません。個人データを取り扱う業種・規模の程度により異なりますが、適切な内容の研修がなされていれば、年1回でも少ないとはいえません。ただ、関連法令・社内規程の改定があった場合等は、速やかに研修を行うことが必要です。 (2005. 7. 28)
70	社内連絡網を目に付く場所に貼り出すことは許されますか。	許されますが、貼り出す場合は、それを取り扱うことが必要な従業員以外の不特定多数の目に付く場所を避けるべきです。(2007. 3. 30)
71	自宅の連絡先や携帯電話番号等を記した緊急連絡網には、どのような管理が必要ですか。	緊急連絡網等は、それを取り扱うことが必要な関係者に限定して共有するのが原則であると考えられます。そのためには、それを取り扱うことが必要な従業員以外の不特定多数の目に付く場所に備え置くことを避けるなど、盗難や紛失といったリスクに対する合理的な対策が求められます。(2007. 3. 30)
72	従業員が業務上使用している携帯電話に登録している個人データについては、どのような管理が必要ですか。	携帯電話には電話帳、メールなど、多くの個人データが記録されており、紛失、盗難等を防止するための対策を講じる必要があります。携帯電話に備わっているセキュリティ機能や画面ロック機能等を利用して、紛失、盗難の際に携帯電話内の個人データが漏えいしないように適切な対策を講じることが望まれます。(2007. 3. 30)
73	電話帳機能のある業務用の携帯電話を紛失した場合、主務大臣に個人情報紛失事故として届け出る必要がありますか。	紛失により、個人データの漏えい等が疑われる場合には、主務大臣等に報告することが望まれます。 (2007. 3. 30)
74	当社は通信販売会社です。このたび通信販売システムを刷新することになりました。新しい通信販売システムを本番稼働させる前に、販売データが適切に処理できることを確認するためのテストを予定していますが、そのときに現在の通信販売の実績データを利用してテストをすることは問題ありませんか。	個人データをテストデータとして利用することが一切禁じられているわけではありません。事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な安全管理措置を講じていれば、テストデータとして利用することも可能です。例えば、テストの手順を定め、テスト実施場所やテスト用機器、テスト従事者等を必要最小限に限定するなどの適切な措置を取ることが少なくとも必要と考えられます。(2007. 3. 30)
75	個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている会社に対して個人データの取扱いを委託する場合は、委託業務を実施するには不要な項目が含まれた個人データを渡しても構いませんか。	個人データの取扱いを委託する際に、委託先に提供する個人データは、個人データの漏えい等のリスクを低減させるため、当該委託業務の実施のために必要な項目に限定する必要があると考えられます。 (2007. 3. 30)
76	当社では、電話帳を元に電話をかけ、当社のパンフレットを送ることについて承諾した人の住所、氏名、電話番号の一覧表をパソコンで作成しています。このように電話帳などを元に入手できる情報だけで構成されているデータについても、安全管理措置を講じる必要がありますか。	例えば電話帳が元になっていても、本問のようにパンフレット送付を承諾した人だけを抜き出して一覧表にまとめたものは個人情報データベース等に該当しますので、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要があります。(2007. 3. 30)

77	個人情報を複写、複製することは問題ありませんか。	利用目的の達成に必要な範囲内であれば、問題ありませんが、必要最小限度に限られます。また、個人データの取扱いを外部に委託している場合には、委託先との間に「委託契約範囲外の複写、複製」を禁止事項とする契約を締結することが望まれます。(2007. 3. 30)
78	許された範囲内において個人情報の複写、複製を行った場合、当該複写物、複製物をどのように扱えばいいですか。	複写物・複製物であっても、それ自体、個人情報であるため、各義務規定に従って取り扱う必要があります。(2007. 3. 30)
79	個人データが漏えい等したが、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて少ないと考えられるため、「影響を受ける可能性のある本人への連絡」や、「事実関係、再発防止策等の公表」を省略しても差し支えないと考えられる場合の例として挙げられている「高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合」とは、どのような場合ですか。	例えば、電子政府推奨暗号リスト又はISO/IEC18033に掲げられている暗号アルゴリズムによって個人データを適切に暗号化し、かつ、復号(平文化)のためのかぎ(鍵)が適切に管理されていると認められる場合など、十分な秘匿性が確保されている場合は、「高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合」に該当すると考えられます。(2007. 3. 30)
80	「高度な暗号化等の秘匿化として施していた措置内容を具体的に報告すること」とありますが、どのような報告の内容が考えられますか。	例えば、次のような報告の内容が考えられます。 (1)暗号化手法に関する情報として次の項目： ・用いている暗号の情報(共通鍵暗号、公開鍵暗号等の方式、AES等の暗号アルゴリズム) ・対象となる個人情報に適用していた鍵の長さ (2)暗号ソフトウェアの種別とバージョン (3)識別符号の管理等、暗号鍵の管理ポリシーとして次の項目： ・複雑さ(英字、数字、記号を、それぞれ一つ以上含む一般名詞ではない文字列、等) ・更新頻度(月に一度の変更、一定回数の復号の度に変更、等) ・アクセス制限(個人情報管理者だけに限定、等) ・保存管理形態(ハードウェア暗号機能を持つUSBメモリにテキストファイルとして格納し個人情報管理キャビネット(あるいはストレージ)とは別の保管装置収納、市販のパスワード管理ツールを利用、等) ・その他(複数の個人情報データベース等に同じ鍵を用いない、復号実施者の記録を残す、等) (2010. 3. 31)
81	外国に住む人の個人データを漏えいした場合も、本人に連絡することが望ましいですか。	可能な限り連絡することが望ましいと考えられます。(2010. 3. 31)

2-2-3-3. 従業員の監督 (ガイドライン39ページ)

82	従業員に対する教育・研修を行うにあたっては、個人データの安全管理措置に関する事項についてのみ実施すればよいのですか。	法第21条で事業者が義務付けているのは、個人データの安全管理措置を図るために従業員に対して教育・訓練を実施することです。ただし、政府の基本方針にて定められているように、事業者は個人データの安全管理のみならず、法第4章第1節に定められた義務全般(利用目的を定めることや、第三者提供が制限されていること、開示等の求めに応じることなど)を対象として従業員に対する啓発を図ることも重要とされています。(2007. 3. 30)
----	------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

83	親会社と雇用関係にある従業員が、子会社に出向する場合、当該従業員は当然に出向先の子会社が保有する個人データを取り扱うこととなりますが、雇用関係のない子会社と当該出向社員との間で非開示契約を締結する必要がありますか。	子会社（出向先）が保有する個人データを取り扱う以上、原則として非開示契約を締結する必要があります。 （従業者との非開示契約の締結については、ガイドライン2-2-3-2.「人的安全管理措置」の「各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示」の①中「・従業者の採用時又は委託契約時における非開示契約の締結」も参照してください。） (2007. 3. 30)
84	①派遣先企業は、派遣会社から派遣された派遣労働者との間で直接、非開示契約を締結する必要がありますか。 ②紹介予定派遣の場合は、派遣先又は派遣元のどちらが当該労働者との間で非開示契約を締結すべきですか。	①派遣労働者との間の非開示契約は、次のいずれかの方法をとる必要があります。 (7) 派遣先企業が直接締結する方法 (4) 派遣先企業と派遣会社とが締結したうえ、派遣会社が派遣労働者と締結する方法 ②紹介予定派遣の場合、派遣先企業に採用された後は、派遣先企業との間で雇用関係が発生するため、派遣先企業との間で非開示契約を締結する必要がありますが、派遣期間中は上記①と同様の方法による必要があります。(2007. 3. 30)

2-2-3-4. 委託先の監督（ガイドライン40ページ）

85	委託先に対して個人データを提供する場合、第三者提供について本人の同意を得たうえで提供した場合は、委託元は、委託先の監督責任を負いますか。	監督責任はあります。委託は、本来自己の業務である個人データの取扱いを他者に依頼することですから、本人の同意を得たからといって、委託元は、委託先の監督責任を免れるわけではありません。 (2005. 7. 28)
86	オフィスの清掃を請け負う会社ですが、清掃依頼を受けた会社から、個人データの非開示契約の締結を求められました。清掃員はコンピュータのあるオフィスに立ち入ることはありませんが、それらを触ることはありません。それでも、そのような契約が必要ですか。	清掃業務の依頼を受ければ、名簿の廃棄等を行う場合もありますから、個人データの取扱いの委託を受けることになる場合がしばしばです。このような場合には、委託元は委託先に対する監督責任を果たすため、安全管理措置の一つとして、委託先と適切な契約を交わさなければなりません。また、清掃業務の性質上、個人情報に一切触れないような場合には、清掃員がみだりに個人情報に触れないことについての確約を得るために、委託元（依頼主）が個人データの非開示契約等の締結を求めることには合理性があります。 (2005. 7. 28/2007. 3. 30修正)
87	委託元は、委託先を監督するため、業務の委託先に対して、それに従事する委託先企業の従業員などの個人情報の提出を求めることはできますか。	求めることはできます。ただし、委託元は、その利用目的を通知又は公表するなど、利用目的に関する規定を守らなければなりません。また、提出する内容が個人データであれば、委託先は本人に対して、委託元への第三者提供の同意を得たものだけを提出することができます（もつとも、事実上同意が推認できる場合もあるでしょう）。委託先の個人情報を取得しなければ委託先を監督できないかについては、十分に検討し、必要以上の個人情報の提出を求めるべきではありません。(2007. 3. 30)
88	委託元は、委託先を監督するため、委託先の従業員個人に対して委託元との間で直接の非開示契約の提出を求める義務はありますか。	義務はありません。(2007. 3. 30)

89	委託元は、委託先を監督するため、委託先に対する定期的な立入検査を実施する義務はありますか。	一般的に、立入検査を実施すべき義務はありません。ただし、本人の個人データが漏えい等した場合に本人が被る権利侵害の程度、事業の性質及び個人データの取扱状況等に応じて、定期的な立入検査を実施すべき必要性がある場合もあります。 (2007. 3. 30)
90	「委託先において実施される個人データの安全管理措置が、委託する当該業務内容に応じて、少なくとも法第20条で求められる安全管理措置と同等であることを、合理的に確認する」ための方法として、どのような方法がありますか。	例えば、当省ガイドラインの2-2-3-2. 中【組織的安全管理措置として講じなければならない事項】、【人的安全管理措置として講じなければならない事項】、【物理的安全管理措置として講じなければならない事項】、【技術的安全管理措置として講じなければならない事項】の各々に掲げられる【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】を参考にして、委託元は、委託先における個人データの安全管理措置の実施状況を確認するためのチェックリストをあらかじめ用意し、委託先の選定時や既存の委託契約の更新時に確認する方法が考えられます。 その他、チェックリストを用いない場合における委託先を評価する目安の一つとして、合理的・客観的な基準により公正な第三者認証を得ていること等が考えられます。 (2008. 2. 29)
91	「委託先における委託された個人データの取扱状況を把握する」ための方法として、どのような方法がありますか。	例えば、契約で合意した内容が委託先において遵守されていることを確認するため、契約に盛り込んだ事項や委託先の選定時に用意した選定基準等を活用して、委託した個人データの取扱状況を確認するためのチェックリストを用意し、委託先に当該チェックリストを回答させ、結果を確認する方法等が考えられます。 (2008. 2. 29)
92	委託先が倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業者の場合で、預ける情報の中に個人データが含まれていることを当該事業者認識させることなく預けることがあります。この場合、当該事業者と契約を締結するときに、個人データの取扱いに関する条項を契約に盛り込む必要がありますか。	質問のケースにおいては、委託元が事前に当該個人データに安全管理措置を講じる（暗号化等の秘匿化等）ことになると考えますので、委託先との契約の中に個人データの取扱いに関する条項を盛り込む必要はありません。 ただし、委託元は委託先を適切に選定する必要があります。 (2008. 2. 29)
93	「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることが望ましい」とありますが、どのような場面や方法で、どの程度行うことが考えられますか。	プライバシーポリシーに盛り込むことや、取得の際に明らかにすることが考えられますが、例えば、委託先が多岐にわたり、事務の内容を個別に明らかにすることについて過度の負担が生じるような場合には、委託契約ごとではなく、類型化して事務の内容を明らかにするなど、実情に応じた対応が考えられます。 (2010. 3. 31)

2-2-4. 第三者への提供（ガイドライン4 3 ページ）

94	<p>個人情報を取得するときに、同時に第三者提供についての本人の同意をとっておくことはできるのですか。</p>	<p>そのような扱いもできます。(2005. 1. 14/7. 28修正)</p>
95	<p>販売した商品について、葉書で登録を受け付けていますが、同梱したソフトウェアの提供会社への登録についてもその葉書の情報をもって代行することはできるのですか。</p>	<p>ソフトウェアの提供会社に第三者提供する旨を、利用目的として登録葉書等に明示し、かつ、第三者提供についての同意等の手続をとっていただければ代行することができます。なお、ソフトウェア会社の委託を受けて登録を代行する場合（第三者提供に該当しない場合）は、ソフトウェアの提供会社における個人情報の利用目的を登録葉書等へ明示することが必要となり、第三者提供についての同意等の手続は不要となります。(2005. 1. 14/7. 28修正)</p>
96	<p>上記の場合、第三者提供先である関連ソフトウェア会社における利用目的（新商品の案内等）についても明示しなければならないのですか。</p>	<p>第三者提供先における利用目的について明示しなければならない法律上の義務はありません。顧客サービスの観点から検討することになります。(2005. 1. 14)</p>
97	<p>社員の所属部署と内線番号の表を作成して、社内で閲覧できるようにすることは第三者提供ですか。</p>	<p>事業者内での閲覧（提供）は第三者提供ではありません。(2004. 10. 19/2005. 1. 14修正)</p>
98	<p>弁護士法第23条の2に基づき、当社社員の情報について弁護士会から照会があった場合、当該社員の同意を得ずに弁護士会に当該社員情報を提供してもよいのですか。</p>	<p>弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの照会に対する回答は、「法令に基づく場合」（法第23条第1項第1号）に該当するため、照会に応じて提供する際に本人の同意を得る必要はありません。なお、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの照会は、強制力を伴わないものの、一般に回答する義務があると解されており、同照会制度の目的に即した必要性和合理性が認められる限り、一般に回答をすべきであると考えられます。(2004. 10. 19/2006. 2. 2最終修正)</p>
99	<p>刑事訴訟法第197条第2項に基づき、警察から顧客に関する情報について照会があった場合、顧客本人の同意を得ずに回答してもよいのですか。同法第507条に基づき、検察官から裁判の執行に関する照会があった場合はどうですか。</p>	<p>警察や検察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）や、検察官及び裁判官等からの裁判の執行に関する照会（同法第507条）に対する回答は、「法令に基づく場合」（法第23条第1項第1号）に該当するため、これらの照会に応じて顧客情報を提供する際に本人の同意を得る必要はありません。なお、これらの照会は、いずれも、捜査や裁判の執行に必要な場合に行われるもので、相手方に回答すべき義務を課すものと解されており、また、上記照会により求められた顧客情報を本人の同意なく回答することが民法上の不法行為を構成することは、通常考えにくいとため、これらの照会には、一般に回答をすべきであると考えられます。ただし、照会に応じ警察等に対し顧客情報を提供する場合には、当該情報提供を求めた捜査官等の役職、氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるようにしておくことが必要と思われます。(2006. 2. 2)</p>

100	過去に販売した製品に不具合が発生したため、製造会社で当該製品を回収することになりました。販売会社を通じて購入者情報を提供してもらい、製造会社から購入者に連絡を取りたいのですが、購入者数が膨大なため、販売会社が購入者全員から第三者提供についての同意を得るのは困難です。さらに、製品の不具合による人命に関わる事故が発生するおそれもあるため、製品を至急回収したいのですが、このような場合でも購入者全員の同意を得なければならないですか。	製品の不具合が重大な事故を引き起こす危険性がある場合で、購入者に緊急に連絡を取る必要があるが、購入者が膨大で、購入者全員から同意を得るための時間的余裕もないときは、販売会社から購入者の情報を提供することは、法第23条第1項第2号（第三者提供制限の適用除外）で規定する「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するため、購入者本人の同意を得る必要はありません。(2006. 2. 2)
101	当社の提携会社や協力会社から、当社社員にお中元を贈りたいとの理由で、当社社員の連絡先を教えてくださいといわれた場合に、提携会社や協力会社に社員の連絡先を提供してもよいですか。	提携会社や協力会社に社員の個人情報を提供することは第三者提供に該当しますので、事前に社員本人から同意を得ておくなどの措置が必要となります。(2004. 10. 19/2005. 7. 28修正)
102	保険会社から、保険サービス提供のため、当社社員の氏名や住所を教えてくださいといわれましたが、提供しても問題ありませんか。	提供すること自体は禁止していませんが、第三者提供に該当しますので、事前に本人同意を得ておくなどの措置が必要となります。(2004. 10. 19/2005. 7. 28修正)
103	株主より株主名簿の閲覧を求められた場合、全株主の同意なしに株主名簿を開示することは、個人情報保護法上の第三者提供に該当するとして、これを理由に閲覧請求を拒否できますか。	全株主の同意がない場合であっても、閲覧請求を拒否することはできません。会社法上株主には株主名簿の閲覧請求権が認められているため（会社法第125条第2項）、会社法に基づく適法な閲覧請求に応じることが、法第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当します。(2007. 3. 30)
104	企業の代表者情報等の公開情報であっても、個人情報として保護の対象となりますか。第三者提供をする際に、本人の同意が必要ですか。	公知となっている個人情報であっても、個人情報保護法上の要件を満たすものは個人情報に該当します。さらに、個人データの要件を満たす場合は、第三者提供についての規定が適用されます。ただし、提供の態様によっては、本人の同意があると事実上推認してよい場合もあると考えられます。(2005. 7. 28)
105	外部から、従業員の在籍照会があった場合、回答するには当該従業員の同意が必要ですか。	当該情報が個人データの要件を満たさない場合は、従業員本人の同意は不要です。これに対して、この要件を満たす場合には、原則として同意が必要です。事業者の業務に関連する照会であれば、同意があると事実上推認してよい場合もあると考えられますが、業務に関連しない照会に応じるためには、同意が原則として必要となります。(2005. 7. 28)
106	工事等の業務委託において、業務の委託先は、委託元に作業員名簿を提出する場合がありますか。 (1) 各作業員に利用目的を通知又は公表すること。 (2) 各作業員の同意をとること。	この場合には、個人データの取扱いの委託には該当しませんので、原則として(1)だけでなく、(2)の措置をとることが必要となります。(2005. 7. 28)

107	物販事業者等が、御中元や御歳暮の申込者（送り元）に対して、送り先の同意なく、前回の注文内容（送り先及び品物名）を通知してもよいですか。	送り先の同意がない場合でも、前回の注文内容を送り元に通知することについて送り元の要請がある場合には、そのような通知を行うことも、送り元からの委託の一部として行うことができると考えられます。そうでない場合には、第三者提供の規定（法第23条）に従って処理する必要があります。 (2005. 7. 28)
108	自社のウェブ画面で公開している委員会の報告書に委員名が掲載されていますが、義務規定の施行前のものは、公表（第三者提供）について本人の同意をとっていません。この場合、当該報告書の委員名の部分を削除しなければならないのですか。	報告書とともに委員名が公開されることが予定されていたのであれば、第三者提供の規定による同意に相当する同意（附則第3条）があったと考えられます。そのような予定がなく、法施行前に、前記の同意を得ていない場合には、原則として、新たに同意を得ることが必要になります。 (2005. 7. 28)
109	委託先で取得した個人情報を、委託元でデータベース化している場合、委託先ではデータベース化をしていなくても、委託先にとっても、個人データとなりますか。	委託先でデータベース化されていない場合には、委託先にとって個人データとはならず、委託先は個人データについての規定の適用は受けません。 (2005. 7. 28)
110	事業の承継のためのいわゆるデューデリジェンスに伴う個人データの提供は、利用目的として特定していなくても、目的外利用とはなりませんか。	デューデリジェンスは、事業の承継の過程であるため、それ自体を利用目的とする必要はないと考えられます。 (2010. 3. 31)
111	当社の事業の一部を他社に承継する場合において、利用目的の一部が残るときは、当社に個人データを残して利用することはできますか。	個人データを残して利用することができると考えられます。 (2010. 3. 31)
112	「相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約を締結しなければならない」とありますが、通常秘密保持契約のほかに、別途、契約を締結する必要がありますか。	通常秘密保持契約の内容の一部として構成されていれば足り、別途、契約を締結する必要はありません。 (2010. 3. 31)
113	共同利用開始後、途中から新たな事業者が共同利用に参入することはできますか。	共同利用開始後に新たな事業者が共同利用に参入しようとする場合には、原則として、共同して利用する者の範囲（法第23条第4項第3号）を変更することができず（同条第5項）、改めて共同利用手続を採る必要があります。ただし、本人がどの事業者まで利用されるか判断できる程度に共同利用者の範囲が明確にされている場合には、個別列挙が必要でない場合もあると考えられますので、その場合には、引き続き共同利用を行うことができるものと考えます。 (2014. 12. 12)

114	<p>複数の企業でセミナーを共催して、申込受付やアンケートを共同で実施する場合等、個人情報を数社が共同で取得する際には、どのようにすればよいですか。</p>	<p>(1) 申込受付やアンケートの形式上、共催する各社が、それぞれ個人情報を取得することがわかるようにする方法があります。この場合には、各社ごとに、利用目的をあらかじめ明示する必要があります（法第18条第2項）。</p> <p>(2) 申込受付やアンケートの形式上、幹事会社だけが取得する場合には、その後、個人データとして幹事会社から共催各社に提供するのであれば、原則として、本人の同意を取得する必要があります（法第23条第1項）。</p> <p>(3) 共同利用の要件（法第23条第4項第3号）を満たせば、共同利用とすることも可能です。（2007. 3. 30）</p>
115	<p>共同利用を行っています。共同利用者のうちの1社が流出事故を発生させ、被害者に対して損害賠償責任を負うことになった場合、共同利用者に含まれる他社も、当然に損害賠償責任を負うことになりますか。</p>	<p>必ずしも損害賠償責任を負うことにはなりません。共同利用制度（法第23条第4項第3号）は、個人情報保護法上、個人データを共同して利用する者の全体をひとつの取扱いの主体ととらえて、個人データの取扱いを規律するものであり、共同利用者に含まれる各社が民法上も当然に共同不法行為者になるわけではありません。（2007. 3. 30）</p>
116	<p>共同して利用している個人データの内容（本人の住所等）の一部について、共同利用者が各自で更新することはできますか。</p>	<p>共同利用者が各自で更新することは当然可能ですが、これに伴い、各共同利用者が利用する個人データの内容に相違が生ずる可能性があるため、責任を有する者は、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めることが必要です。（2010. 3. 31）</p>
117	<p>各共同利用者を「責任を有する者」とし、それぞれが開示等の求めや苦情を受け付けることとすることはできますか。</p>	<p>可能ですが、法第23条第4項第3号の規定に基づき、各共同利用者を「責任を有する者」としていることが明確にされていることが必要です。（2010. 3. 31）</p>
118	<p>事業者内部の部署間で、従業員の病歴等の情報を提供する場合は、本人に同意をとらなければならないですか（従業員の病歴等の情報は事業の用に供している情報ではないと考えますが）。</p>	<p>事業者内で他部門へ個人データを提供することは、第三者提供に該当しませんので、本人の同意は不要です。ただし、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことになる場合には、あらかじめ本人の同意が必要です。従業員の病歴等の情報も、事業者が雇用管理等の利用目的のために取り扱っているのであれば、事業の用に供していると解されます。</p> <p>なお、事業の用に供する必要もないのに、事業者内部の部署間で従業員の病歴情報をやりとりするのであれば、それ自体が目的外利用となります。（2005. 7. 28）</p>

119	<p>デパートの中で、お客様の名前をアナウンスしても問題はないのですか。</p>	<p>お客様の名前がそのデパートにおいて個人データの要件を満たさなければ、第三者提供の制限の問題は生じません。 個人データの要件を満たす場合、アナウンスをすることによって他のお客様に対する第三者提供の問題が生ずると一応は考えられますが、 (1) あらかじめ本人の同意が得られていると評価できる場合には、アナウンスをしても問題ありません。 (2) また、本人の同意が得られていない場合であっても、お客様を特定する必要性等が認められ、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、アナウンスをしても問題ありません。 (2005. 7. 28)</p>
120	<p>郵便や宅配を使って個人情報を含むものを送る場合は、委託（法第23条第4項第1号）に該当しますか。</p>	<p>委託に該当します。 ただし、郵便局や宅配業者は、通常は送付物の中に個人情報が含まれているかどうかを認識することなく個人情報を取り扱っていますので、事業の用に供しているとは認められず、義務規定が適用されないものと解されます（ガイドライン6頁【事業の用に供しないため特定の個人の数に参入しない事例】参照）。 (2005. 7. 28)</p>
121	<p>製品の製造や工事等の業務の委託先が、委託業務において作成した設計図等に作成者、検印者のサインを記入し、委託元に提出する場合、第三者提供として本人の同意を得ることが必要となりますか。</p>	<p>委託先において、設計図等へのサインが個人データに該当する場合は、第三者提供として本人の同意を得ることが必要です。ただし、作成者等において、設計図が委託元に提供されることを認識してサインしている場合には、第三者提供の同意があるものと扱うこともできます。（2007. 3. 30）</p>
122	<p>株主総会開催の際、管轄の警察署に会場の警備を依頼しています。それに伴い、要注意株主のリスト（氏名、住所、持株数等）の提出を警察署から求められた場合、個人情報保護法との関係では、本人の同意なく提供することができますか。</p>	<p>提供することができます。 法第16条第3項第1号、第2号又は第4号、法第23条第1項第1号、第2号又は第4号に該当すると考えられます。（2007. 3. 30）</p>
123	<p>大学側から当社に対して、当社に勤務する当該大学の卒業生の名簿（氏名・卒業年度・所属部署）の提出を求められました。これは第三者提供に該当しますか。従業者数が多いので同意の取りようがないのですが、具体的に何をすればよいのですか。</p>	<p>第三者提供に該当しますので、本人の同意が必要になります。 メール等でその旨を通知し、同意を得られた人のみを名簿にして提出するなどの方法が考えられます。 (2007. 3. 30)</p>
124	<p>小売業で多店舗展開をしていますので、何十万人という数の会員名簿を持っています。これを使って名簿部門を立ち上げ、法第23条第2項のオプトアウトを自社のウェブ画面上に公表し、名簿を販売したいと思っています。このようなことは可能ですか。</p>	<p>小売店の会員になることを目的として集めた個人情報である場合には、これを名簿にして販売しようとすると、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められない利用目的の変更を行うこととなります。したがって、当初の利用目的の達成の範囲を超えますので、本人の同意が必要です。 (2007. 3. 30)</p>

2-2-5. 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等

2-2-5-1. 保有個人データに関する事項の公表等（ガイドライン5 1 ページ）

125	<p>開示等の手続についてウェブ画面で公表していなくても問題ないですか。手数料等を公表することには抵抗があります。</p>	<p>必ずしもウェブ画面で公表しなければならないわけではありません。 開示等の手続については、本人の知り得る状態に置かなければなりません、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合も含むとされています（法第24条第1項）。例えば、問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば、口頭又は文章で回答できるよう体制を構築しておけば足りる（ガイドライン13頁【本人の知り得る状態に該当する事例】参照）。 なお、問い合わせ窓口（保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先。施行令第5条第1号）については、わかりやすくしておくことが望ましいと考えられます。 (2005. 7. 28)</p>
126	<p>法第24条第1項第2号は、すべての保有個人データの利用目的を本人の知り得る状態に置かなければならないと定めています。常時、自社のウェブ画面等において、利用目的を掲載しておく必要がありますか。</p>	<p>「本人の知り得る状態」には、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行う場合も含まれますので、常にウェブ画面等において掲載しておかなくとも、利用目的の通知の求めがあったときに、遅滞なく回答する場合には、法第24条第1項の義務に違反しません。（2007. 3. 30）</p>
127	<p>当社では、法第24条第1項に基づき、すべての保有個人データの利用目的を本人の求めに応じて遅滞なく回答することとしています。 ①すべての保有個人データについて回答を求められた場合には、当該本人が識別されない保有個人データについても回答する必要がありますか。また、その場合、本人が識別される保有個人データの利用目的とそれ以外の利用目的とを区別して回答する必要がありますか。 ②同条第2項の規定に基づく利用目的の通知の求めの場合と比べて、対象となる利用目的の範囲などに違いはありますか。</p>	<p>①当該本人が識別されない保有個人データについても回答する必要があります。この場合、本人が識別される保有個人データの利用目的とそれ以外の利用目的とを区別して回答する必要はありません。 ②同条第2項の場合には、当該本人が識別される保有個人データの利用目的に対象が限定されている点、求めに対する措置の実施に関し手数料を徴収することができる点などで、同条第1項の場合と異なっています。（2007. 3. 30）</p>

2-2-5-2. 保有個人データの開示（ガイドライン5 5 ページ）

128	<p>社内で取り扱う個人情報については、個人情報が検索できる状態ではありませんが、そのような状態であれば、本人からの開示の求めに応じなくてもよいですか。</p>	<p>開示義務の対象は「保有個人データ」とされていますが、本問の場合には、特定の個人情報を検索することができない状態ですので、「個人データ」に該当しません。したがって、開示義務の対象となる「保有個人データ」にも該当しません。そのため、開示の求めに応じる法的義務は課されません。 (2005. 7. 28/2007. 3. 30修正)</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

129	<p>市販の人名録を利用してダイレクトメール等を送付していた場合、人名録の利用者は、その内容の訂正、追加、削除等の権限を有していないため、保有個人データに該当しないものとして、開示等の求めを受けた場合であっても、これに応じる義務はないと考えてよいですか。</p>	<p>市販の人名録を用いる場合であっても、これを営業活動等に利用している限り、このデータについては、その内容の訂正、追加、削除等の権限を有しません。したがって、その他の保有個人データの要件を満たす場合には、開示等の求めに応じる義務が課されません。(2007. 3. 30)</p>
130	<p>「貴社が保有する私の情報すべてを開示せよ」という求めがあった場合には、どのように対応したらよいですか。</p>	<p>同一の情報主体についても、さまざまな保有個人データを保有していることが多いため、法第29条第2項前段により、個人情報取扱事業者は、開示等を求めている本人に対して、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができます。したがって、本人に開示を求める範囲を特定してもらい、本人が特定した範囲で開示をすれば足りません。ただし、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければなりません(法第29条第2項後段)。なお、個人情報取扱事業者の業務に著しい支障があるような場合には、法第25条第1項第2号に該当し、開示を拒める場合があります。(2007. 3. 30)</p>
131	<p>保有個人データであっても、本人以外の他の個人情報(例えば、家族の氏名等)が同時に含まれているものがあります。本人からの保有個人データの開示の求めがあった場合、家族の氏名等、本人以外の他の個人情報については、開示をしなくともよいですか。</p>	<p>当該本人が識別される保有個人データが対象です。したがって、本人以外の他の個人情報は、開示の対象にはなりません。(2007. 3. 30)</p>
132	<p>開示の求めに応じなくてもよい場合のうち、「他の法令に違反することとなる場合」(法第25条第1項第3号)とは、具体的にはどのような場合が考えられますか。</p>	<p>ガイドライン2-2-5-2.に記載の事例のほか、本人が識別できる保有個人データと、第三者が識別できる保有個人データとが一体化しているため、それを開示することが当該第三者の秘密との関係で、刑法第134条(秘密漏示罪)に抵触する場合、電気通信事業法第4条(通信の秘密)に違反する場合、その他、法令上の守秘義務違反となる場合等が考えられます。(2007. 3. 30)</p>
133	<p>ユーザーから商品クレームに関する問い合わせ等があり、それをデータベース化しています。データベースには、ユーザーの氏名・電話番号及び対応履歴等だけでなく、会社としての所見(例えば、「悪質なクレームと思われる」)が記録されていることもあります。これらはすべて保有個人データに該当し、開示等の求めに応じなければなりません。</p>	<p>(1) いわゆる不審者、悪質なクレーム等からの不当要求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合は、「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」(施行令第3条第2号)に該当しますので、保有個人データには該当しません(ガイドライン8頁参照)。 (2) また、保有個人データに該当する場合であっても、それを開示することにより、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、開示しないことができます(法第25条第1項第2号)。(2007. 3. 30)</p>

134	「個人情報の取得元又は取得方法(取得源の種類等)を、可能な限り具体的に明記し」とありますが、どのような内容が考えられますか。	例えば、第三者から取得した場合には、当該第三者の名称を明記し、また、アンケート調査等により自社で取得した場合には、その旨を可能な限り具体的に明記することが考えられます。 (2010. 3. 31)
-----	----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

2-2-5-3. 保有個人データの訂正等 (ガイドライン56ページ)

135	一般的には「削除」と「消去」は同じ意味と考えられますが、保有個人データを削除すべき場合(法第26条)と消去すべき場合(法第27条)の違いは何ですか。	法第26条の「削除」は保有個人データの内容が事実ではない場合の義務であり、他方、法第27条は保有個人データについて法第16条又は法第17条違反が認められた場合の義務であり、その適用場面が異なります。 なお、「削除」とは不要な情報を除くことであり、他方、「消去」とは保有個人データを削除するほか完全匿名化するなどして、保有個人データとして使えなくすることが含まれます。 (2005. 7. 28)
-----	----------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2-2-5-4. 保有個人データの利用停止等 (ガイドライン57ページ)

136	個人情報を提供した覚えのないところからダイレクトメールが送付されたので、送付をやめさせたいのですが、どうしたらよいですか。	個人情報保護法上、保有個人データの利用停止を求めることが可能な場合とは、個人情報取扱事業者が法第16条又は法第17条に違反している場合に限定されているため、当該違反の事実がない限り、事業者はダイレクトメールの送付を中止する義務はありません。もっとも、事業者は個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するよう努めなければならないとされているため、まずは当該事業者の苦情受付窓口で連絡をとることが望ましいと考えられます。 (2005. 7. 28)
137	電話で資料請求をしてきたお客様にダイレクトメールを送付していましたが、お客様から、ダイレクトメールの停止及び個人情報の削除を求められた場合、応じなければなりません。	ダイレクトメールを送付することについて、利用目的をお客様に通知又は公表している限り、原則として、ダイレクトメールを送付することができます。ただし、当該個人情報取扱事業者が法第16条又は法第17条に違反している場合には、ダイレクトメールの送付を中止する義務があります。 なお、個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないとされているため(法第31条第1項)、違反の事実がない場合であっても、顧客からのダイレクトメールの停止等の要求を苦情として扱ったうえで、適切かつ迅速に処理するよう努めなければなりません。 (2005. 7. 28)

2-2-5-7. 手数料（ガイドライン6 1 ページ）

138	<p>手数料はいくらにすべきですか。他社のウェブ画面で手数料が記載されているところもありますが、相場がよくわかりません。</p>	<p>手数料の額は、実費を予測して平均的単価を算出して定めることが望ましいと考えられます。この点、業種や保有個人データの種別を勘案するため、統一的な相場を示すことは困難です。例えば、郵便で開示等の求めに応じる場合、配達証明付の書留料金を勘案するなど適切な金額をご検討ください。 (2005. 7. 28)</p>
139	<p>本人から開示の求めがあり、開示手数料を徴収している場合、結果として開示しなかった場合でも、徴収した手数料は返さなくてもよいですか。</p>	<p>手数料を定めた法第30条は、現に開示を行ったか否かにより特に区別していませんので、必ずしも返還する義務は生じません。 (2005. 7. 28)</p>

4. ガイドラインの見直し（ガイドライン6 6 ページ）

140	<p>本ガイドラインは毎年見直しされるのですか。</p>	<p>ガイドラインは、必要に応じて毎年見直しを検討していくことを予定していますが、内容が修正されるかどうかは検討結果しだいとなります。いずれにせよ、改定がある場合はパブリックコメントを求め、事業者の御意見などを反映して修正することになります。 (2004. 10. 19/2005. 7. 28修正)</p>
-----	------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格（ガイドライン6 6 ページ）

141	<p>個人情報保護法を遵守するためにはプライバシーマークがもっとも有効な手段といえますか。</p>	<p>プライバシーマーク制度は、合理的・客観的な基準により第三者認証を得られる点、継続的な運用を要求される点で有効な手段といえます。 (2004. 10. 19/2007. 3. 30修正)</p>
-----	---------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

その他、複合的な事案

142	<p>会員名簿を会員に配布する際にはどのような点に注意が必要ですか。</p>	<p>まず、個人情報を取得するときに、明示する利用目的の中に配布する旨が含まれていることが必要です。その際には、どのような範囲にどのような頻度で配布するのかなど、会員が理解しておくべき内容がわかりやすく示されていることが望ましいといえます。 つぎに、第三者提供についての本人の同意等の措置が必要です。少なくとも、会員が掲載を希望しない項目については掲載しないこととするなどの措置が必要になります。 その他、個人データの安全管理措置等、個人情報保護法の一般的な義務が課せられます。 (2005. 1. 14/7. 28修正)</p>
-----	----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

143	<p>申込書に記載してもらう個人情報については、取得の状況からみて自明（法第18条第4項第4号）といえますので、例えば、メールアドレス等を記載してもらう場合でも、利用目的の明示（同条第2項）は不要と考えてよいですか。</p>	<p>申込書に記載してもらう個人情報の利用目的は、取得の状況からみて自明である、と簡単に決めてしまうのは早計です。 新たなサービスの案内等、申込内容の確認以外の目的で、メールアドレス情報を利用することは、取得の状況からみて自明の範囲内とはいいきれない場合もあります。 提携先へ提供することや、名簿を作成して配布することなど、申込受付作業終了後も利用することがあるのであれば、その旨を個人情報の利用目的として、申込書等に明示しておく必要があります。それがなければ、原則として利用することはできません。（2005. 1. 14）</p>
144	<p>(1) メーカーがプレゼントキャンペーンを行うため、代理店に依頼して広告してもらい、代理店を応募先とした場合、代理店からメーカーに対してその応募情報を提供することは問題ありませんか。 (2) そのメーカーがその応募情報を使って、ダイレクトメールを送ってもよいですか。</p>	<p>(1) メーカーからの代理店に対する個人情報収集（取得）の委託と考えられ、委託関係の場合は双方の関係は第三者ではないので、委託元であるメーカーが代理店から提供を受けるにあたっては、第三者提供の場合のように本人からの同意取得等は不要です。なお、この場合、本人から書面で個人情報を取得することとなるため、原則としてキャンペーン広告に個人情報の利用目的を記載（明示）しなければなりません。 (2) プレゼントキャンペーン広告に、ダイレクトメールを送る旨の記載（利用目的の明示）があれば問題ありませんが、そうでない場合は、メーカーにおける目的外利用となるので、ダイレクトメールを送るのであれば、事前に応募者本人から同意を得る必要があります。（2004. 10. 19/2005. 7. 28最終修正）</p>
145	<p>宅配業者を使って、個人データが記録されているディスクを届けてもらおうと思っておりますが、注意すべき点がありますか。</p>	<p>郵便の場合も基本的には同様ですが、宅配業者は物流の効率化を目的としたサービスを行う事業者であることを認識する必要があります。つまり、宅配業者は、通常は配達物の中の情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく個人情報を取り扱っていますので、事業の用に供しているとは認められず、義務規定が適用されないものと解されます（ガイドライン6頁【事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例】参照）。したがって、宅配業者を利用する場合にはそのような認識のもと利用するか、又は、個人情報の内容によっては、宅配にあたって特約を定めることができるような業者を選ぶことが必要な場合もあります。（2004. 10. 19/2005. 1. 14修正）</p>

146	店内等に防犯カメラを設置する場合、どのような点に注意が必要ですか。	防犯カメラの撮影により得られる容姿の映像により、特定の個人を識別することが可能な場合には、原則として個人情報の利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。もっとも、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」には、その利用目的を公表等する必要がないとされており（法第18条第4項第4号）、一般に、防犯目的のためにビデオカメラを設置し撮影する場合は、「取得の状況からみて利用目的が明らか」と認められるものと解されます。しかし、防犯以外の目的で利用する場合には、「取得の状況からみて利用目的が明らか」とは認められない可能性が高いため、当該利用目的を公表等する必要があります。（2005. 7. 28）
147	海外の会社とサーバを共有して個人情報をやりとりしています。相互のやりとりの過程で、当社が個人情報を入手したり、それ以外の外部の会社から当社が個人情報を入手したりする場合の取扱いについては、どのようにすればよいですか。	個人情報保護法は、本人の国籍・住居地や事業者の設立準拠法等とは無関係に、個人情報データベース等の取扱いが我が国において行われる限り適用されます。したがって、個人情報を我が国において取り扱うのであれば、個人情報保護法に従って、利用目的を特定したうえで本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報取扱事業者が海外の会社へ個人データを提供するに際しては、原則として本人の同意を得る必要があります。（2005. 7. 28）
148	ホテルや旅館では、宿泊者の氏名・連絡先等を記帳してもらいますが、どのように取り扱えばよいですか。	宿泊者の氏名・連絡先等の情報は、特定の個人を識別することが可能な「個人情報」に該当しますが、宿泊者名簿の備置きは旅館業法第6条に基づく旅館営業者の義務であるため、当該個人情報を旅館業の通常の業務に必要な範囲で利用する限り、その取得に際しては、その利用目的を本人に明示する必要はありません。また、記帳された宿泊者の個人データについては、個人データの漏えい等を防ぐ観点から、他の宿泊者等の外部者が閲覧できないように安全に管理する必要があります。（2005. 7. 28）
149	妻が夫の名前で契約の申込みをしてきた場合、個人情報の利用目的はその契約書に明示してあればよいですか。また、その契約書を第三者に提供する場合、妻の同意を得ればよいですか。	当該契約の申込み及び第三者提供に関する同意が、民法第761条に定める「日常の家事」に含まれる場合は、妻に対して明示したうえで妻の同意を得ることで足りる。これに含まない場合には、申込みだけでなく、第三者提供についても、夫が代理権を与えているか、夫の依頼を受けて使用者として行うものであることを要します。（2005. 7. 28）
150	当社で個人データの漏えい事故が起きたのですが、経済産業省に報告すると罰則を受けることになるのですか。	ただちに罰則が適用されるわけではありません。経済産業省からの報告徴収の処分を受けた場合に、これに従わず、または虚偽の報告をした場合には、罰則が適用されます。（2007. 3. 30）